

FPSO に関する事項

制定規則等

鋼船規則 PS 編及び同検査要領
鋼船規則 A 編及び B 編
鋼船規則検査要領 A 編及び P 編

制定及び改正事項

FPSO に関する事項

制定等の理由

洋上で、石油・ガスを生産し、生産した石油・ガスを設備内のタンクに貯蔵して、直接輸送船への積出しを行う設備を搭載した浮体構造物（FPSO; Floating Production, Storage and Off-loading, FSO, FPO）は、固定式の石油・ガス生産、貯蔵設備に比べて、水深の深い海域にある石油・ガス田にも容易に対応できること、敷設されるパイプラインが基本的に不要であること、設置工事が短いこと等の理由から、増加することが予想されたため、本会は、鋼船規則検査要領 P 編の付録 P2「FPSO ガイドライン」として 2002 年に技術要件を制定した。

ガイドライン制定時に世界で約 80 基であった FPSO は、2008 年末には約 160 基と 6 年間で倍増し、昨今のエネルギー事情から FPSO は今後も増加することが予想されることから、業界からのニーズに応えるため、鋼船規則検査要領 P 編の付録ではなく、規則として整備することとした。

また、その間に、FPSO の設計・建造・設置等に関する技術事項も進歩するとともに、標準化してきた。

今般、FPSO ガイドラインの技術要件を最新化し、鋼船規則 PS 編として制定した。

制定等の内容

- (1) 鋼船規則 PS 編を制定し、FPSO の設計、構造、機関、電気設備、位置保持システム、生産システムなどの規定を制定した。
- (2) 鋼船規則 PS 編の適用を受ける船舶に対し、船級符号への付記を明記する旨の規定を鋼船規則 A 編に加えた。
- (3) 鋼船規則 PS 編の適用を受けた船舶の船級検査に関する規定を鋼船規則 B 編 14 章として規定した。
- (4) 係留施設や海底設備など FPSO に搭載されない設備については、鋼船規則検査要領として規定した。